

市報

# こだaira

## 後期高齢者医療制度 特集号

躍動をかたちに 進化するまち こだaira **こんなに だいすき 小平市!**

平成24年(2012年)

平成24年 市制施行50周年

# 6/20 第1291号

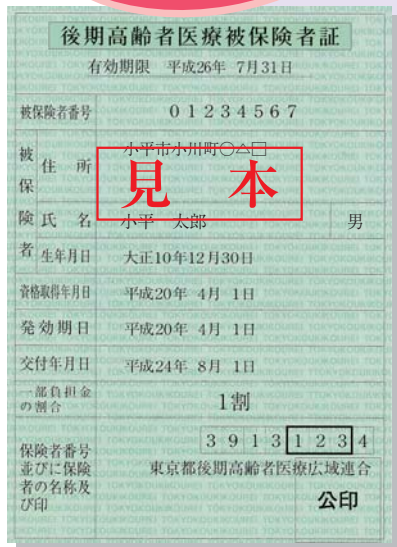
発行：小平市 編集：企画政策部秘書広報課  
〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇小平市ホームページ  
◇電子メール  
◇小平市携帯電話用ホームページ

http://www.city.kodaira.tokyo.jp  
info@city.kodaira.lg.jp  
http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m/

## 8月1日 から

# 後期高齢者医療制度の 保険証が変わります



8月1日付で被保険者全員の保険証が更新されます。原則として、7月中旬以降に、住民登録をしている住所へ簡易書留郵便（郵便局員が直接手渡し）でお送りします。

不在の場合、ポストに郵便局からのお知らせが入りますので、郵便局に連絡し、再配達依頼をするか、直接郵便局の窓口へ受け取りに行ってください。

なお、郵便局の保管期限を過ぎると、保険証は市へ戻されます。8月になっても保険証が届かない場合は、保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。

## 保険証の窓口受け取りを 希望する場合

郵便局に転送依頼をしている方や長期不在の方は、郵便で保険証を受け取れない場合があるため、市役所での受け取りも可能です。



市役所での受け取りを希望する方は、6月29日(金)までに、ご連絡ください。

## 一部負担金の割合

病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割または3割です。毎年、8月1日に被保険者の前年の所得に基づいて見直されます。

判定基準	負担割合
同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満	1割
被保険者本人または同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得が145万円以上	3割

負担割合が3割と判定された被保険者でも、次のいずれかの基準を満たすときは、申請をして、広域連合の認定を受けることで1割負担になります。

● 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合	➡ 収入額 383万円未満
● 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人と70歳から74歳までの方がいる場合	➡ 合計収入額 520万円未満
● 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合	➡ 合計収入額 520万円未満

※ここでいう収入とは、所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く）で、必要経費や各種控除を引く前の金額になります。



## 振り込め詐欺・保険証の詐取に ご注意ください

広域連合や市役所の職員を名乗り、「還付金があります」などと、ATM（現金自動預け払い機）から、お金を振り込ませようとする詐欺事件や、保険証をだまし取ろうとする詐取事件が発生しています。

### こんなことは、ありません

- ATMの操作を、お願いすること
- フリーダイヤルの番号を、ご案内すること
- 保険証、銀行のカード、通帳や印鑑をお預かりすること
- カードの暗証番号、住所や家族構成などの個人情報をお尋ねすること

### 詐欺・詐取かもしれないと感じたら

- 慌てない。動揺しない
- 保険証の番号などの個人情報、教えない
- 家族に、連絡する
- 警察に、相談する
- 市役所または広域連合に、ご相談ください

後期高齢者医療制度の説明に伺います。デリバリーこだaira（おおむね10人以上の市民の集まりに、職員が出向き説明する制度）をご活用ください。詳しくは、問合せ先へ。